

奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七号

奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則（平成二十五年三月奈良県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号中「及び第二十八条第一項第三号イ」を「並びに第二十八条第一項第三号イ及び第五号」に改める。

第二十八条第一項第五号を次のように改める。

五 報酬又は給与に関する次に掲げる事項

ア 役員等に対する報酬又は給与（職員に対する給与を除く。）の支給の状況
イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年六月九日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則第二十八条第一項第五号の規定は、奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成二十五年三月奈良県条例第六十九号）第二条第二号に規定する指定特定非営利活動法人（以下「指定特定非営利活動法人」という。）がこの規則の施行の日以後に開始する事業年度において作成すべき書類について適用し、指定特定非営利活動法人が同日前に開始した事業年度において作成すべき書類については、なお従前の例による。